

広島から一番近い原発

中国電力の島根原発ではなく

直線
わずか
100km

愛媛の四電・伊方原発

原発再稼働が近づくにつれリスクゼロはない現実に直面 愛媛県東温市議会意見書原案可決

リスクゼロでないなら原発を動かすな

2013年7月、原子力規制委員会の実用原子炉(原発)規制基準が施行されてからほぼ1年半が経過します。その間、九州電力川内原発1・2号機に規制委の原子炉設置変更許可が出され、川内原発は現在設置変更許可に伴う「工事計画」と「保安規定」の審査が行われています。この後使用前検査が終了すれば、川内原発は規制基準に合格となり、再稼働の条件が整うことになります。**(日本の主要なマスコミは、川内原発の「原子炉設置変更許可」が出た時点で、「規制基準に合格」と報道していますが、これは正確な報道ではありません。正確には「原子炉設置変更」許可、「工事計画」「保安規定」認可、「使用前検査」終了、ではじめて規制基準適合の必要十分条件が揃うことになります。日本の主要なマスコミがなぜこのような、不正確な報道を揃って行うのか、その理由がわかりませんが、ともかくこうした報道は、原発再稼働を既成事実化し、多くの人に対して「あきらめ」効果をもたらします)**

また12月17日には、今度は関西電力の高浜原発3・4号機に対する「原子炉設置変更許可審査書案」が規制委会合で承認され、高浜原発3・4号機は、規制基準適合へ向かって大きく一歩踏み出すことになりました。事態は原発再稼働へ向かって大きく前進しているかのように、一見、みえます。しかし、事態はみかけほど単純ではありません。地道な反原発の動きも着実に大きくなっており、「原発再稼働」の動きを阻止しようとしているからです。大勢の人数を集めての反原発デモ、有名人をズラリと揃えての反原発集会開催など、派手な反原発の動きに気をとられていると、こうした着実に勢力と発言力を増している、「原発稼働阻止」の静かな底流はなかなかみえてこないかも知れません。しかし、実際には「原発再稼働阻止」の動きは、原発が私たちの生命、生活と財産を脅かす存在であることを切実に感じている市民たちが、政治を動かす形で進んでいるのです。

規制基準施行後、一般の市民にも、原子力規制委員会の規制基準がいったいかなるものなのか、何を狙っているのかわかってくるようになりました。当初は、主要なマスコミが使用する言葉、「安全基準」「安全審査」などという用語に引きずられて、何となく規制委の審査に合格した原発は、「安全なんだ、規制委がお墨付きを与えた原発は事故を起こさないんだ」と思っていた人たちも、次第に規制委審査が決して原発の安全を保証するものではないこと、原発は苛酷事故を起こす可能性を常に孕んでいること、規制委はそれらリスクを織り込んだ規制基準を施行し、審査しているに過ぎないことがわかってきたのです。そして声を上げはじめました。「**苛酷事故のリスクがゼロでないなら、原発を動かすな**」と。



再稼働が近づくにつれ、リスクゼロではない現実に直面

私たち広島市民が最も問題とする原発は、瀬戸内海を隔てたお隣、愛媛県にある四国電力伊方（いかた）原発です。四国電力の、伊方3号機（出力：89万kW）はプルトニウム混合燃料を使用するプルサーマル炉です。すでに2013年7月に四国電力は再稼働申請をしており、そのうちの原子炉設置変更許可申請の審査は大詰めを迎えています。

もともと愛媛県という土地柄は、伊方原発の立地県という性格もあり、愛媛県当局と四国電力ががちりとタッグを組んで、伊方原発に反対する勢力を完全に押さえ込んできました。それもここ1年くらい前の話です。伊方原発は安全なんだ、事故を起こすことはないんだ、と四国電力はこれまで説明してきましたし、愛媛県民に対して相当あぶないウソもつき、詐術も弄してきました。しかし、規制基準施行後、原子力規制委員会が、「絶対安全な原発はない。原発にリスクゼロはない、原発は苛酷事故を起こすリスクをもっている。規制委はそれが福島原発事故のような苛酷事故に発展しないように最大限の努力はする。しかし万が一苛酷事故が起こった時に備えて、避難計画を整備して常日頃避難訓練をし、その日に備えてくれ」といっていることが浸透してくると、絶対事故は起こさない、とする四国電力の説明も色褪せ、説得力を失います。実際に、机上の空論とはいえ、広域避難計画を策定し、その訓練を行い、とっさに逃げられない近間の住民に対して安定ヨウ素剤（極めて副作用の強い一種の毒薬です。本来医師が処方・投与することになっていますが、原発事故で安定ヨウ素剤を処方・投与する医師には、現在法律で医療責任が免除されています。いいかえれば、医療責任免除の条件がなければ、副作用を恐れて医師も投与したくないのです）が配布される事態になると、伊方原発再稼働はにわかには現実味を帯びるようになってきました。伊方原発再稼働は抽象的な話ではなく、具体的なまた日常生活に対する大きな脅威、リスクとして立ち現れてきたのです。

こうした現実を目の前にして、四国電力・愛媛県当局に完全に押さえ込まれているとみえた、愛媛県内の地方自治体もちはや他人事ではなくなりました。表1は、伊方原発から60km圏内の愛媛県東温（とうおん）市議会がつい11月11日に原案可決した意見書です。東温市は平成の大合併の時に重信町と川内町が合併してできた新しい市です。県都松山市のベッドタウンとして発展している他、愛媛大学医学部附属病院が重信町にあるなど、一種の文化都市として発展の兆しを見せています。その東温市にとって伊方原発再稼働などは迷惑千万な話でしょう。それまで原発の話すら憚られる雰囲気でしたが、こうなっては遠慮はしてられません。

たまらず市議会として意思表示をしたのが、表1です。ただしこれは正式決議ではありません。おおよそこの内容で決議しようとする「原案決議」です。保守派、リベラル派、革新派など党派の違いを乗り越えて、全会一致を目指すべく、これからこの内容を下敷きに意見書決議案が練られるものだと思います。しかしその趣旨は動きません。

原発立地自治体宣言

意見書案で注目されるのは、次の2点です。

「…伊方原発からの放射能の拡散は60kmから70km圏に立地している東温市においても、風評被害を含めて大きな被



表1 愛媛県東温市議会にて原案可決された意見書案第4号

南海トラフ等巨大地震が想定されるなか、原発事故が起らないということが確保されないかぎり伊方原発を再稼働しないよう求める意見書

福島第一原発事故から3年を迎えようとしているが、事故の収束どころか、現在も高濃度放射能汚染水が海に流れつづけ、その解決の目途すら全くたっていない状況にある。

伊方原発の沖合6kmに中央構造線が走っており、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は巨大地震の震源域を伊方原発のほぼ直下にまで拡大している。

原子力規制委員会が、決定・施行した新「原子力災害対策指針」において、原発事故時の「原子力災害対策重点区域」の範囲を最大30km圏まで拡大した。

しかし、福島第一原発事故では、放射能汚染は30km圏を超え地図上で確認すると、その濃度は単純に同心円状で拡散するものではないことが明白となっており、風向きや雨等の気象条件によっては伊方原発からの放射能の拡散は60kmから70km圏に立地している東温市においても、風評被害を含めて大きな被害を及ぼすこととなる。

よって、国会及び政府においては、原発事故が起らないということが確保されないかぎり伊方原発を再稼働しないよう求める。

なお、エネルギー対策においては脱原発が推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年11月11日

愛媛県東温市議会

表2 高知県知事 尾崎正直氏 記者会見
2014年6月13日「原発問題」の箇所 抜粋

（井上・高知新聞記者）
高知県は伊方原発の立地自治体ではなく、同意権を持っていません。国の規制委員会の審査や愛媛県伊方町の同意というプロセスを踏めば、高知県の納得がいかない場合でも再稼働はありうると思いますが、知事の所見を伺います。

（知事）
その時には大いに声を上げ、「その説明では納得できません」と世の中に問うことで政府や四国電力に対して抑制力や牽制効果を持つと考えます。
同意権をもって条件付けできる状況にないのは確かですが、だからこそ我々はこのような実のある手段を選択しています。

【資料出典】 <http://www.pref.kochi.lg.jp/chiji/docs/2014062600434/>

害を及ぼすことになる」

つまり東温市は、自ら伊方原発の被害地元であることを宣言しているわけです。これは極めて重要な指摘で、原子力規制委員会が定義した、「**原発立地自治体とは、特に関心のある立地及び周辺自治体のことであり、特に 30km 圏にこだわらない**」にあてはめて考えて見ると、**東温市は自らを伊方原発の「原発立地自治体である」と宣言したことになります。**

次に注目されるのは、この箇所です。

「国会、政府においては、原発事故が起こらないことが確保されないかぎり伊方原発を再稼働しないよう求める」

この意見書は、明瞭に原発に対して「**原発リスクゼロ論**」を適用しています。つまり「事故のリスクがゼロでないなら、原発を動かすな」といっています。これは「原発には絶対安全はない、リスクゼロはない」とする原子力規制委員会の「**原発リスク論**」と真っ向から対立する考え方です。

そればかりではありません。東温市意見書案の展開する「**原発リスクゼロ論**」の立場は、2014年5月21日、関西電力の大飯原発運転差止命令を出した福井地裁判決の立場と期せずして一致するのです。判決は次のようにいいます。

「**原発には高度な安全性が求められる。万が一にでも放射性物質放出の危険があるなら、その原発は 250km 圏住民の人格権を侵害する**」

人格権は日本国憲法の定める最高の価値概念であり、よって人格権侵害は憲法違反である、と判決は結論します。つまり福井地裁判決は、明白に「**原発リスクゼロ論**」を打ち出しているのです。

今後日本列島で原発再稼働が議論される際、必ず「**原発リスク論**」と「**原発リスクゼロ論**」の対立が軸となって展開されるでしょう。私たちがどちらの立場に立つのか、これが決定的に重要となります。同時に東温市の意見書案には、私たち広島市民も学ぶところが多いと思います。

尾崎高知県知事、「その説明は納得できない」

もともと伊方原発には冷やかな態度をとってきた高知県とその自治体ですが、2014年6月13日の尾崎正直高知県知事の発言も、一種の「**立地自治体宣言**」として注目されます。

伊方原発の立地自治体ではないので、高知県には再稼働の「**同意権**」がないではないか、とやや挑発的な高知新聞の記者の質問に、尾崎知事は次のように答えています。

「その時には大いに声を上げ、『その説明では納得できません』と世に問う」、それは必ず四国電力や政府に対する政治的圧力効果を持つだろう……。高知県に「**同意権**」がないとするのは、**原発立地自治体の従来概念に基づくものでした。しかし現在では、そうではありません。先ほどご紹介した規制委の定義に従えば、隣接する高知県も伊方原発に関心を抱くかぎり、立派に「立地自治体」ということができます。それよりなにより、高知県民の生命と財産を守るのが、オレの仕事とばかり、あくまで闘う姿勢を崩さない尾崎知事の態度は頼もしいかぎりです。広島県民の生命・財産よりも、政府の政策（**原発推進政策**）を優先する広島県の湯崎英彦知事にも大いに見習ってほしいものです。**

表 3 愛媛県上島町議会 2013年9月26日決議 「伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書」 引用抜粋

「**新規制基準は、福島第1原発事故の原因究明も明らかにならないもとで、教訓を踏まえたものとはいえ、安全性を確保できる保証はなく、世界有数の地震国、日本に原発の立地可能な地域などありません。まして、伊方原発の6キロ先には日本最大の活断層—中央構造線があり、東海・東南海・南海の『同時発生』も言われています。**

「**さらに重大事故が起こった際の避難・防災計画も確立していません。伊方原発は、閉鎖性海域である瀬戸内海に面しており、ひとたび伊方原発で過酷事故が起これば、四国、中国、九州全域に大規模な放射能汚染が広がるとともに、瀬戸内海が重大な汚染を受けることは明らかです。**

「**伊方原発3号機は、よりいっそう危険なプルサーマルを行っている原発でもあります。福島第1原発事故は、『収束』するどころか大量の放射性汚染水が海に流出し、深刻化しており、原発の再稼働は許されません。**

【参照資料】「伊方原発を止める会」
<http://www.ikata-tomeru.jp/?p=1848>
「伊方原発とめまっしよい☆若者連合のブログ」
<http://ameblo.jp/tomemassyoi/entry-11625880540.html>

表 4 京都府向日市議会 意見書

福井地方裁判所の「再稼働差し止め」判決を尊重し大飯原発の再稼働中止を求める意見書

原発の再稼働中止を求める世論は一層高まり、時事通信の5月の世論調査では「**原発ゼロ**」を求める声は、84.3%に達している。このような中で、5月21日、福井地方裁判所（樋口英明裁判長）は、「**ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである**」と指摘し、「**大飯原発から250キロ圏内の住民は、運転によって人格権が侵害される具体的な危険がある**」と述べ、関西電力大飯原発3、4号機の運転再開の差し止めを命じた。

いま、原子力規制委員会による新基準に基づく原発審査が進められているが、**原発の危険性の本質やそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになっており、審査が終わっても、原発の安全性が確保されるものではなく、そのことを明確にしたのが、今回の福井地方裁判所の「再稼働差し止め」判決である。**原発から約60～70キロメートルに居住する向日市民は、この判決の当事者である。

我々、向日市議会は、平成24年3月「**大飯原発の再稼働中止を求める意見書**」を全会一致で可決したが、ここに改めて、向日市民の生命と安全を守るため、今回の福井地方裁判所の判決を尊重し、**大飯原発3、4号機の再稼働を中止することを、国に対し強く求めるものである。**

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月18日

京都府向日市議会

【参照資料】京都府向日市議会
<http://www.city.muko.kyoto.jp/shigikai/h26-02teisyutsugian/ikensyo/9.pdf>

表3は2013年9月26日、愛媛県の上島町議会が決議した伊方原発再稼働反対の意見書抜粋です。2013年9月の上島決議と2014年11月の東温市が示した意見書案では、わずかに1年あまりの差しかありませんが、そこには地方議会の長足の進化が認められます。つまり、より日本が直面する原発問題の本質に迫る内容になっているのです。また表4は、2014年6月京都府向日（むこう）市議会の決議意見書です。はっきりと福井地裁判決を盾にとって「**原発再稼働**」と闘う姿勢を鮮明にしています。

じわじわ浸透する福井地裁判決

さてここで問題の福井地裁判決を見てみましょう。福井地裁判決の影響は、じわじわと、住民の生命・財産に責任を持っているとはっきり自覚する地方自治体首長や地方議会議員を中心に全国に浸透しつつあります。それが、明確に日本国憲法に論拠を置く「科学的な反原発論」だからです。表 5 はたまたま兵庫県の篠山（ささやま）市長の酒井隆明氏の『市長日記』からの抜粋です。兵庫県篠山市は、いわゆる「丹波篠山」で、関電大飯原発・高浜原発の 50-60km 圏に位置します。

中で酒井市長は、福井地裁判決に満腔の同意を示しながら、「万一の時には篠山市民も避難しなくてはならない」「避難計画などは絵に描いた餅だ」とし、「国をあげて、原発に依存していない社会を構築していくしか道はない」と述べています。酒井市長は、福井地裁判決に大いに力づけられたのだと想像します。

福井地裁判決は、「大飯原発 3・4 号機運転差止」を請求する市民と被告である関西電力との係争に関するものでした。

中で「人格権（憲法 13 条、25 条）は、憲法上の権利であり、人の生命を基礎とするがゆえにこれを超える価値を他に見出すことができない」（5 頁表 4【理由 1 はじめに】参照）とし、「人格権侵害の恐れがある時には、侵害行為の差止めを請求できる」と述べて、原告請求の根拠が憲法にあることを明確にしています。

それでは、人格権侵害の恐れがあるのかなのか。

原発は「万が一異常が発生したとしても、放射性物質が敷地外に流れ出すことがないようにしなければならない」（同【4 原子力発電所の特性】参照）とし、「大飯原発には地震の際、その機能において次のような欠陥がある」として地震に対する脆弱性、使用済核燃料の保管状況など 5 点を挙げています。そして、「国民の生存を基礎とする人格権を本件原発放射性物質の危険から守るという観点に立つと、**大飯原発の安全技術及び設備は万全ではないというに止まらず、むしろ無根拠な楽観論に基づく脆弱なもの認めざるを得ない**」（同【5 本件原発の安全性】参照）と手厳しく批判しています。

つまりは、「人格権侵害の恐れ」は可能性というよりも、より現実的な蓋然性というべき、ということになります。

ここで判決がいう無根拠な楽観論というのは例えば次のようなことです。日本で観測された地震動のうち最大のものは 4022 ガルという揺れですが、大飯原発の重要施設は 1260 ガル超の揺れでは、原子炉を冷却する機能は失われる、これは関電自身が認めているところです。つまりは大飯原発は、4022 ガルどころか、1260 ガルの地震動をもつ地震に襲われれば苛酷事故を起こす、ということです。それでは大飯原発は 1260 ガル超の地震に絶対に襲われないのか。ここが関電が科学的に証明しなければならないところです。ところが、関電は「そのようなことは考えられない」というばかりで、科学的根拠を示すことができませんでした。それもそのはずです。1260 ガル超の地震が襲う可能性は十分あるのです。これは根拠のない楽観論の典型、というべきでしょう。

さらに判決は、「本件原発の稼働が、電力供給の安定性、コ

表 5 兵庫県篠山市市長 酒井隆明氏
2014 年 5 月 29 日 市長日記抜粋

「司法は生きていた」

これは、5 月 21 日、福井地方裁判所が大飯原発の再稼働を認めない判決を下したことについての、新聞記事の見出しです。

私も同じ思いです。

判決では、大飯原発の安全技術や設備を「確たる根拠のない楽観的な見通しで成り立つぜい弱なもの」とし、250 キロ圏内の人に「具体的な危険があり、人格権が侵害される」としました。

そして、安い電気代の維持や二酸化炭素排出削減に原発が役立つという電力会社の主張を「筋違い」としたうえ、「人の生存そのものに関わる権利と電気料金の高い低いという問題を並べる議論には加われない」としました。

私も、目先の利益より、人々が未来にわたり、平安に暮らせることこそ大切だと思うのです。

福島事故から 3 年、多くの人々がふるさとを失ったまま帰れず、今も汚染水を海にたれ流し、何の解決もできてはいません。

安倍政権は、選挙では「原発に依存しない社会をつくる」と公約しながら、原発依存の道を歩もうとしているように見えます。

物事を正しく、純粋に判断できるものは、やっぱり司法だと思いました。

それは、政治家は、選挙の影響を考えねばならず、又、他の議員や党の意向などに左右されてしまいます。

自民党は経済界の意向を尊重しますし、民主党の支持母体「連合」は電力関係の労働組合があります。

それに比べ、裁判官になる人は、大変優秀な人材が揃っていますし、良心に従って純粋に判断できます。

一昔前までは、権力に逆く判決は出しにくいとの傾向もあったように見受けますが、政治権力を改める力として司法はあるのだと改めて思いました。

そう言えば、先日福井県若狭町長が篠山市に来られました。原発事故があった時の避難先として、福井県、兵庫県との協議で、篠山市に町民のうち 1648 人が避難される計画となっているそうです。

しかし、万一の事故には篠山市民も避難しなければならない距離にありますし、避難方法も全く定まらず、気やすめの絵に描いた餅のようです。

しかし、考えてみれば県や自治体がいくら頑張っても、完全な避難計画を作ることなどそもそも不可能なのです。やっぱり、国あげて、原発に依存していない社会を構築していくしか道はないと考えます。

【参照資料】京都府篠山市市長日記
<http://www.city.sasayama.hyogo.jp/pc/mayor/diary/post-563.html>

ストの低減になると主張するが、人の生存に関わる権利と電気代の高い低いの問題を同列に置くような議論には与しない」と、関電の主張が、全く質的に異なる価値を、さも同等らしく見せかけるような主張は全く非論理的である、と一蹴します。そして「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富」なのだ、「これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失」なのだ、と述べています。この考え方をあてはめてみれば、福島原発事故で多くの人々が避難せざるを得ない状態になり、二度と立ち入ることのできない土地が生じたこと、これは取り返しのつかない「国富の喪失」ということになります。

以上、表 6 の「判決（要約）」を是非ご一読いただきたいのですが、とまれ、憲法に法的根拠を置くこの福井判決は、法的にも科学的にも、反原発の論理を支える、最強の武器ということになります。なお関電はこの判決が出るやいなや控訴、今舞台を上級審である名古屋高裁金沢支部に移して争われています。

主文

1. 被告（関西電力）は、各原告（大飯原発から 250km 圏内に居住する 166 名）に対する関係で、大飯発電所 3 号機及び 4 号機の原子炉を運転してはならない。
2. 大飯原発から 250km 圏外に居住する 23 名の各原告の請求を棄却する。
3. 訴訟費用は、第 2 項の各原告について生じたものを同原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

理由

1 はじめに

ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべき。当然の社会的要求であるとともに、生存を基礎とする**人格権**が公法、私法を問わず、すべての法分野において、**最高の価値を持つ**とされる以上、本件訴訟においても**よって立つべき解釈上の指針**である。

人格権は憲法上の権利（13条、25条）であり、人の生命を基礎とするものであるがゆえに、これを超越する価値を他に見出すことができない。したがって人格権侵害の恐れがある時には、侵害行為の差止めを請求できる。

2 福島原発事故について

15 万人もの住民が避難を余儀なくされ、少なくとも入院患者など 60 名が命を失っている。劣悪な生活環境の中、これをはるかに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。さらに原子力委員会委員長（近藤俊介氏）が福島原発から 250km 圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性も検討した。避難しなくてはならない被曝線量について様々な見解があるにせよ、ウクライナ、ベラルーシ両国は今なおかつ広範囲に避難区域を定めている事実は、放射性物質による健康被害について楽観的な見方の上での最小限の避難区域でよいとする見解に重大な疑問を投げかけるものである。

3 本件原発（大飯原発）に求められるべき安全性

(1) 原発に求められるべき安全性、信頼性は高度なものでなければならず、**万一の場合でも放射性物質の危険から国民を守る万全の措置がとられなければならない。**

原発は電気の生産を担うが、それは憲法上は**経済活動の自由（憲法 22 条 1 項）に属すに過ぎず、人格権より劣位**におかれる。かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。本件訴訟においてはかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのが判断の対象とされるべきである。**福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい**と考えられる。

(2) 現在原子力規制委員会の規制基準適合性審査が行われているが、審査の適否の観点からではなく、人格権の擁護という観点から裁判所の判断が行われるべきである。

4 原子力発電所の特性

原発は停止後も膨大なエネルギーを出し、電気と水で原子炉の冷却を継続する必要があり、その間冷却に失敗すれば事故につながり、いったん事故が発生すれば時間の経過と共に拡大していくという特性をもつ。これが他の技術にはない、原発に内在する本質的な危険である。**万が一異常が発生したとしても、放射性物質が敷地外に流れ出すことのないようにしなければ**

らない。原発は「止める」「冷やす」「閉じこめる」が 3 つ揃って安全性が保たれるのであり、福島原発事故では「止める」ことに成功したが「冷やす」ことに失敗したため「閉じこめる」ことができなくなった。

そうした観点から大飯原発には地震の際「冷やす」機能と「閉じこめる機能」に次のような重大な欠陥がある。

- ① 1260 ガル以上の地震について冷却機能が維持できない可能性がある。
- ② 700 ガル以上 1260 ガルまでの地震に対応する関西電力のイベントツリーの実効性が疑わしい。
- ③ 700 ガル以下の地震について関西電力の冷却機能を維持する仕組み全体に限界がある可能性がある。
- ④ 日本列島は地震列島であり全世界の 1 割がこの狭い国土で発生している。**基準地震動を超える地震はこないという関西電力の見方は根拠のない楽観的な見通しである。その上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大事故が生じうるというのであれば、そこでの危険は、万が一という領域をはるかに超越する現実的で切迫した危険と評価**できる。
- ⑤ 使用済核燃料の現在の保管状況は、安全とは言い難い。使用済核燃料を閉じこめるために必要な設備には膨大な費用を要することを理由として、国民の安全が何よりも優先されるべきとの見識にたつのではなく、深刻な事故は滅多におきないだろうとの見通しのもとにかような対応（**単に冠水させるだけ**）が成り立っているといわざるを得ない。

5 本件原発（大飯原発）の安全性

国民の生存を基礎とする人格権を本件原発放射性物質の危険から守るという観点にたつと、大飯原発の安全技術及び設備は万全ではないというに止まらず、むしろ無根拠な楽観論に基づく脆弱なものと認めざるをえない。

6 原告らのその余の主張について

環境権に基づく請求は選択的なものであるから可否の判断はしない。また原告は高レベル廃棄物の処分が決まっていないこと、後世代に重いつけを負わせることも差止めの理由にしているが、幾世代にもわたる後の人々に対する我々の責任という道義的にはこれ以上ない重い問題について裁判所が判断する資格があるのかどうか疑問がある。

7 被告のその余の主張について

被告は本件原発の稼働が、電力供給の安定性、コストの低減になると主張するが、人の生存に関わる権利と電気代の高い低いの問題を同列におくような議論には与しない。またその議論の当否を判断すること自体法的には許されない。「このコストの問題に関連して国富の流失や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字がでるとしても、これを国富の流失や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが、国富の喪失であると当裁判所は考えている」

また被告は原発が CO2 削減に大きく貢献すると主張するが、**苛酷事故がおこればその環境汚染が凄まじいのであって、福島原発事故が日本最大の公害、環境汚染であることを考えると、環境問題を原発運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違い**である。

<資料出典「大飯原発 3、4号機運転差止請求事件判決要旨」（2014 年 5 月 21 日福井地裁）>

「伊方原発再稼働反対広島市議会決議」を求めて常任委員会 で採択動議提案。動議否決、本件は「継続審査」に

「広島市民の生存権を守るために伊方原発再稼働に反対する1万人委員会」(広島1万人委員会)は、広島市議会に対して、「四国電力伊方原発3号機再稼働に反対する広島市議会決議を求める」請願を提出(2013年9月17日)してはや1年以上が経過します。広島市議会では、担当の常任委員会「経済観光環境委員会」に付託され、この委員会で「閉会中継続審査」となっています。「継続審査」といっても名ばかりで、その後審査した形跡はなく、実質的に店ざらしにあっています。そこで、この請願を委員会で採決にかけてもらい、どの議員がこの請願に反対し、どの議員が賛成するか見届けよう、ということになりました。そしてその結果を広く広島市民に案内し、来年4月に行われる統一地方選挙広島市議会議員選挙の際の参考情報としようということになりました。

委員会採決は、委員のどなたかに「採決動議」を出してもらわなければなりません。幸い「経済観光環境委員会」には、私たちの請願紹介議員の1人である月村俊雄議員(表7参照のこと)が所属しており、月村議員が採決動議を提出することになりました。

2014年12月16日、いよいよ経済観光環境委員会で、請願「四国電力伊方原発3号機再稼働に反対する広島市議会決議を求めることについて」(受理番号36)の採決動議が出されました。その際広島市議会事務局から、請願「四国電力伊方原発3号機再稼働に反対する広島市議会決議を求めることについて」は、追加署名が提出されたこと、紹介議員が3名増えたことの報告があり、いよいよ月村議員が、委員長に発言を求め採決動議と趣旨説明を行いました。(写真1参照のこと)

委員長の竹田康律議員は委員長職権で、月村議員の提案を採択することにし、「採決動議」を採決することになりました。採決動議が否決されれば、私たちの請願「四国電力伊方原発3号機再稼働に反対する広島市議会決議を求める」自体の委員会採決はなくなります。

また慣例により、この動議採決には委員長と副委員長(山路英男議員)は加わず、委員7名の採決となりました。竹田委員長は最初に、動議賛成投票を求めました。投票は挙手によって行われます。賛成は月村議員一人でした。(写真2参照のこと)

次に動議反対(採決しない)議員の投票を求めたところ、反対議員は5名でした。(宮崎議員、豊島議員、安達議員、酒入議員、佐々木議員。写真3参照のこと)

これで私たちの請願は委員会採決にもかけることができず、「閉会中継続審査」という名の店ざらし状態を継続することとなりました。

本来私たちが描く道筋は、常任委員会採択、本会議送付、本会議採択ですが、まだまだ道は険しいようです。来年統一地方選挙で新市議会が招集されると同時にまた同種の請願を出そうと今から準備をしております。

広島市議会が「伊方原発再稼働反対決議」を採択することの意義と影響は極めて大きく、それだけに、自民党会派(広島市議会自民党、自民党・保守クラブ)や公明党会派の抵抗は大きく、

表7 広島市議会 常任委員会 経済観光環境委員会			
	議員	会派	選出区
委員長	竹田康律さん	(市政改革ネットワーク)	安佐南区
副委員長	山路英男さん	(自民党)	東区
委員	宮崎誠克さん	(自民党)	佐伯区
	豊島岩白さん	(自民党・保守クラブ)	西区
	安達千代美さん	(公明党)	安佐南区
	熊本憲三さん	(自民党)	安芸区
	酒入忠昭さん	(市民連合)	南区
	佐々木壽吉さん	(自民党・保守クラブ)	東区
	月村俊雄さん	(市政改革ネットワーク)	西区

【参照資料】 <http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1000000000002/1268886569165/index.html>

写真1



【写真説明】 紹介議員の月村氏より採決動議提案説明

写真2



【写真説明】 採決動議に賛成の挙手。月村議員一人。

写真3



【写真説明】 採決動議に反対の挙手。足立議員、豊島議員、宮崎議員、酒入議員、佐々木議員の5人が挙手。

写真4



【写真説明】 2014年12月16日 経済観光環境委員会の様子

私たちもこれから本格的に議会ロビー活動と、議員説得力を入れていくつもりです。

また、それ以前に来年の統一地方選挙では必ず原発問題に深い理解を持ち、広島市民の生存権を守る立場から、伊方原発を再稼働させてはならないと考える広島市議会議員を一人でも多く送り込むことが必要であることを痛感しました。